

Osaka Medical Practitioners' Association

2005年2月 No.65

# 勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://osaka-hk.org/> E-mail [kinmui@doc-net.or.jp](mailto:kinmui@doc-net.or.jp)  
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721(代) FAX06-6568-2389

## 個人情報保護法施行まぢか!!

### 勤務医と個人情報保護法

日時 3月15日(火) PM 6:30 ~

三井アーバンホテル大阪(地下鉄「中津」駅下車すぐ)

上記のテーマで「勤務医会員懇談会」を開催します。会員以外の方も歓迎。参加ご希望の方は勤務医部担当(東/田川)まで。

## 個人情報保護法への対応は万全ですか

勤務医部担当理事 鶴田 一郎



個人情報保護法は2005年4月1日から全面施行されるが、個人情報とは、生存する個人の氏名、生年月日、その他の記述により、個人が特定出来る情報を指し、複数の個人情報を、コンピューターを用いて検索出来るように、体系的に構成されたものが個人情報データベースである。個人情報取扱い業者とは、個人情報データベース等を事

業に利用している者で、5000件以上の個人情報を6ヵ月以上保有し、事業目的に使うものを指す。しかし、厚生労働省はガイドラインで、医療・介護機関は識別される個人情報(死者を含む)が、過去6ヵ月にわたって5000件をこえない小規模事業者でも努力義務として、個人情報保護指針の遵守を求めている。すなわち大抵

の医療機関は「個人情報取扱い業者」として、個人情報に対する一定の義務を負うことになる。ところで個人情報の流れは、情報の入手、保管、利用、廃棄である。入手では、本人に利用目的を通知し、または公表しなければならない。保管では、利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容を保ち、個人データの漏洩防

止の安全管理に、適切な措置を講じなければならない。利用では、出来るだけ特定した利用目的の範囲内で、個人情報を取扱うことになる。廃棄では、廃棄についての方針を決定しておき、業者に委託する場合は、委託先の信頼度を確認し、契約書の締結、守秘義務契約の締結をすることが大切である。さらには、財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)が、個人情報の取扱いを適切に行っている民間事業者に対して、「プライバシーマーク」の使用を認めており、これを取得するのの一法である。すなわち、情報主体である個人が「プライバシーマーク」によって、民間事業者の個人

情報の取扱いが、適切であることが容易に判断でき、その事業者は信用を高める事になるからである。とにもかくにも、院内における個人情報の入手、利用、保管、廃棄の各過程の現状を調査し、各々の問題点を洗い出すことが必要である。そして医師も含めて職員が、情報取扱いに注意し、委託業者に対する監督体制を整えておく必要がある。以上のことをよく理解するために、個人情報保護法の医療・介護版として、厚生労働省によるガイドラインを一読されることをお勧めする。あなたの病院では個人情報保護法への対応は万全ですか。

## 子どものアレルギー疾患のトータルケアをめざして



大阪赤十字病院 小児科

住本 真一

少子高齢化と言われて久しいですが、子どもを取り巻く環境は年々変化してきています。少子化、核家族化、共稼ぎ等々と、親が子どもと接する機会がどんどん減ってきています。それとともに、いわゆる子育てが上手く出来ずに、虐待が増えたり、反対に過保護になったりしてきています。りっぱな育児書がいっぱい発売される中で、育児書通りにしようと頑張り過ぎたり、少しでも違っていると不安になる母親も多いようです。また、おじいちゃんやおばあちゃんが、孫のことになると心配の余り、いろいろ過剰な助言をされて、どうしていいか途方にくれる母親もおられます。私が専門にしているアレルギー疾患の中では、まず乳児期早期(3~4ヶ月)に、湿疹を主訴に来院される場合が多いです。お母様方の心配は、「アトピー性皮膚炎ですか?」「どうしてなるのですか?」「離乳食はどうしたらいいですか?」「衣類は?」「入浴は?」「軟膏の副作用は?」等と、次々と浮かんできます。食物アレルギーのきついお子さんの場合は、お母様の心配はさらに強く、なかばノイローゼに近い方もおられます。皮膚炎や食物アレルギーをなんとか乗り越えても、今度は、喘息や鼻炎を併発なさるお子さんもおられます。現在、アレルギー疾患に関する情報は非常に多く、溢れかえって

います。なかには、正反対の解釈や治療もあるかもしれません。その中で、病気のお子さんをかかえて、右往左往されておられるお母様もおられます。現在、アレルギー疾患に対する治療ガイドラインが世間に示されるようになり、ずいぶん整理された感があります。しかし、各々のステップには、多くの選択肢があり、そのどれを選ぶのかは、個々の患者さんの状況に合わせて、医者と患者さんおよび、そのご家族とで模索していているのが現状です。私は小児科医ですから、子どもさんのアレルギー疾患を診させてもらう際に、その疾患のみならず、その背景も含めた育児指導をし、トータルで診ていくよう心がけています。限られた診療時間では十分な説明が出来ないので、2年前よりアレルギーの勉強会のようなものを、月1回開催して補足しています。今後とも、子どもたちやそのご家族のために、頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いたします。



## 「勤務医の労働環境実態に関する調査」 結果と解説

大阪府保険医協会勤務医部は昨年秋、「勤務医の労働環境実態に関する調査」を実施しました。回答数は207件。今回の調査では、勤務医の労働時間などの労働環境、勤務医のメンタル面、卒後研修、院内保育、生活設計などについて18項目について質問しました。年代は20代7人、30代61人、40代87人、50代28人、60代21人となっています。今回はその単純集計部分のうち、勤務医の収入と勤務時間についてご紹介します。クロス集計した分析・解説は、次号以降に掲載予定です。

最近のマスコミの報道で「勤務医の年収1400万」との見出しが大きく取り上げられました。一般の方に「やっぱり医師は儲けているな」と印象付けるものです。確かに年収では1000万円超の方が半分以上を占めています。しかし、右記の勤務時間を見ると「40時間~50時間」が50人、「50時間~70時間」が62人、「70時間以上」が46人となっており、労働基準法の「週40時間」を大きくこえることが「あたりまえ」のようになっています。また、宿当直あけの勤務もほとんどの方が「あり」、看護師のように夜勤明けの休みはなく、働きづめの状況が伺えます。一般の方よりかなりハードな労働条件で働いているといえます。訴訟などのリスクや、休みでも電話の呼び出しがあり、長期休暇も難しい。これに加え老後の保障もサラリーマンほど良いとはいえません。こういったことを抜きに、金額だけをクローズアップさせるやり方に「休暇の取得や実際の時間給を考えるとベテラン看護師の方がはるかに待遇はいい」との意見もあります。

### 主たる勤務先での税込み年収

300万未満	14
500万未満	18
700万未満	14
1000万未満	44
1200万未満	35
1500万未満	45
2000万未満	29
2000万~	2

### 主たる勤務先での1週間の平均勤務時間(拘束時間+当直時間の実績)

20時間未満	11
20~30時間未満	19
30~40時間未満	17
40~50時間未満	50
50~70時間未満	62
70時間~	46

### 1か月の宿当直回数は合計何回ありますか(平均で)

なし	90
3回以内	66
5回以内	35
10回以内	13
11回~	1

### 当直明けに手術や外来などの通常勤務がありましたか

しばしば有る(必ず含む)	79
時々有る	8
まれに有る	6
ない	20

# 開業して思うこと

## 新しい ライフスタイル

a general practitioner

吹田市 伴医院 伴 貞興



開業した当初は経営の事が一番の関心事で、ただひたすら経営や雇用の勉強をしていました。保険医協会の主催するセミナーにもよく通いました。

1年くらい経ってから、自分の健康を考えて、テニススクールに通いました。2年目くらいよりは、殆んど経験のなかった、年1回の海外旅行にも行くようになりました。最初に行ったニューヨークで、自分の英語がほとんど通用

しない事がわかり、英会話もはじめました。

英会話やテニススクールは、勤務医時代には何等かの用事にて継続出来なかった事柄ですが、開業して自分の時間を自分で自由に使えるためでしょうか、不思議と今でも継続して楽しんでおります。

大阪はいろいろな勉強会が各地で行われておりますので、これらの会にも時々参加させていただいております。このような有意義な勉強が出来る会に出席する度に、大阪で開業したおかげだとありがたく感じています。

開業は、勤務医時代にやりたくて出来なかったことをするのは、とてもよい機会だと感じはじめております。また雇われの身で

は、上司に対する不平はなかなか言いにくかったものですが、開業してより“悪いことは悪い”と言える立場になったように思います。

勤務医時代には病院の中という、特殊な世界に住まいをなしていたためか、私の場合は非常に世界が狭かったように思います。保険制度等の事も、殆んど知らなかったのが現実です。

医師会や保険医協会等との繋がりを大切に、もっと社会に参加して行こうと考えております。

開業を新しい人生の再スタートとして、医師として充実した毎日を送りたいと考えております。

みなさん、今後ともよろしくご指導ください。

### 医事紛争解決ファイル

## 医事紛争対策の基本、責任の所在を曖昧にはいけません!

#### 事故の概要と経過

25歳の女性。1997年11月11日に人工妊娠中絶を希望したので、同月17日に同意書確認の上、人工妊娠中絶手術を施行。妊娠7週間弱であった。翌日及び1週間後に受診するよう指示したが、患者は来院しなかった。1998年1月2日になって出血のため来院。局所麻酔下で子宮内容除去術を施行した。医療機関側によると、流産内容のほとんどは自宅で排出された可能性が高いとのことであった。患者側は子宮内容が残存したのは、医療ミスとして弁護士資格を持たない知人を介して、30万円の賠償請求をしてきた。

医療機関側は、子宮内容が残存することは稀にあり、また、患者側が指示に従わず来院しなかったことを理由に、今回の事故は不可抗力であったとして無責を主張した。患者は腕に麻薬を打った痕跡があり、医療機関側としては要注意人物として慎重に対応してきたつもりだったが、説明を試みても一切理解してもらえなかった。

紛争発生から解決までに約1カ月間要した。

#### 問題点・課題

患者は自分の都合で来院をしなかったため、子宮内容の発見が遅れた。中絶手術において子宮内容が残留することは、患者にとってショックであることは十分理解できるが、一般の産婦人科医師の経験からは珍しくなく、また医療機関側の過誤とも言い難い。このケースは患者の要求を拒否できずに、過誤を証明する医学的根拠のないまま、医療機関側が紛争解決のための示談金を支払った事実があったが、このような行為は責任の所在を曖昧とすることになり、好ましくないと思われる。実際に協会でも、示談金を支払った後に紛争が再発する例を経験してきている。

また、時に患者側に見られる傾向として、弁護士資格を有しない友人・知人を医療機関に連れてくることがあるが、医療機関側はそのような人物に対して基本的に対応する義務はない。あくまで医療機関と患者本人との関係であることを認識していただきたい。万一、その友人・知人が不穏な行動を取るようであれば、躊躇することなく、また金銭の話をする前に協会もしくは警察に連絡をすべきである。

#### 解決方法

医療機関側に過誤が認められなかったため、賠償金を支払う必要性は認められなかった。しかし、医療機関側が自己判断で慰謝料を支払い示談した。  
(京都保険医新聞より転載)

## 伝message言board板

### 求人 / 病院

**求** 内科・外科常勤医師・及び当直医師も同時募集 / 定年退職者も可 / 経験等委細面談 / 週休2日 / JR「立花駅」北 / 徒歩3分 / 尼崎市立花町4-3-18 / 立花病院 / 問合せ・06-6438-3761 (院長)

**求** 内科・外科常勤医 / 当直非常勤医 / 委細面談 / 地下鉄谷町線「太子橋今市駅」 / 西徒歩5分 / 大阪市旭区大宮5-4-24 / 藤立病院 / 問合せ・06-6955-1226 (事務長)

**求** 内科医 (呼吸器・神経内科・循環器・一般内科) / 委細面談 / 電話連絡 / 鶴見区鶴見3-6 / コープおおさか病院 / 問合せ・06-6914-1100 (松岡)

### 診療所継承

**継** 阪急「北千里」 / バス「青山幼稚園」下車 / 千里ニュータウン 青山台医療センター / 鉄筋2階建 / 1階 (26坪) / 内科最適 / 問合せ・06-6833-8956 (巴)

### 無料相談コーナー

専門家が応えます  
事前予約制 (先着順)

- 法律相談 (弁護士)  
毎月第1月曜日 午後2時~4時
- 税務相談 (税理士)  
毎月第3水曜日 午後2時~5時
- 建築相談 (協同組合)  
随時 相談時間30分未満
- 雇用相談 (社労士)  
毎月第3木曜日 午後2時~4時

老後保障から教育費まで医師のライフプランをサポートします

## 保険医年金まもなく受付開始!!

予定利率 1.256%

4月1日から6月25日まで

開業をお考えの先生はご一報下さい 保険医協会開業相談担当(☎06-6568-7721) 協同組合(☎06-6568-2741)まで